

熊本市体育施設等使用料減免要綱（一部抜粋）

（その他の社会体育施設の使用料の減免）

第5条 市長は、次に掲げる行事等において、別表第3に掲げるスポーツ施設を利用する場合、全面使用料または一部使用料並びに照明設備等使用料を免除することができる。

- （1） 熊本市または熊本市教育委員会が主催する行事
- （2） 熊本市が認める総合型地域スポーツクラブが、その存する小中学校区のいずれの学校校庭にも夜間照明のない場合に小中学生のみを対象として主催する夜間に行うスポーツ活動
- （3） 熊本市立小中高等学校が、体育館等の施設建て替えによって代替的に使用する体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等を含む。）及び学校運動部活動で教育委員会が認めるもの

2 市長は、次に掲げる授業等において、別表第3に掲げるスポーツ施設を利用する場合、全面使用料または一部使用料を免除することができる。ただし、照明設備等使用料は減免しない。

- （1） 熊本市立小中高等学校、市立専修学校並びに市立幼稚園の体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等の行事を含む。）
- （2） 熊本市内小中高等学校の体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等を除く。）
- （3） 熊本市小学校体育連盟、熊本市中学校体育連盟、熊本県小学校体育連盟または熊本県中学校体育連盟が主催する市規模以上のスポーツ大会
- （4） 熊本県高等学校体育連盟または熊本県高等学校野球連盟が主催する県規模以上のスポーツ大会
- （5） 障害者団体等が主催し、障害者のために開催され、相当数の障害者が参加する市規模以上のスポーツ大会
- （6） 熊本市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する市規模以上のスポーツ大会

3 市長は、熊本市スポーツ協会に加盟する競技団体が、第3条第1項第7号から第9号に掲げる者の出場種目に係る団体練習を主催するために、別表第3に掲げるスポーツ施設を利用する場合、一部使用料に限り免除することができる。ただし、期間は大会開催日前の30日間とし、照明設備等使用料は減免しない。

別表第3（第5条関係）

坪井川緑地運動施設（多目的運動広場・野球場・テニスコート）
田迎公園運動施設（中体育室・小体育室・室内温水プール・運動広場・武道場・テニスコート）
南部総合スポーツセンター（テニスコート・体育館・グラウンド・武道場・弓道場・アーチェリー場・プール）
託麻スポーツセンター（テニスコート・体育館）
城山運動施設（テニスコート・体育館）
天明運動施設（テニスコート・体育館・グラウンド）
清水新地コート（テニスコート・体育館）
龍田体育館（体育館）
明德体育館（体育館）
北部体育館（体育館）
清水スポーツセンター（体育館）
河内グラウンド（グラウンド）
武蔵塚武道場（武道場）
北部武道館（武道場）
川尻武道館（武道場）
庄口地区運動施設（運動広場・テニスコート）
北岡自然公園（弓道場）
清水新地公園（野球場・運動場）
北部公園（野球場・運動場・テニスコート）
今熊公園（野球場・運動場）
飽田公園（野球場・運動場）
水前寺野球場（野球場）
水前寺競技場（競技場）
新屋敷公園（テニスコート）
熊本城公園（テニスコート）
熊本市城南B＆G海洋センター（体育館）
城南総合スポーツセンター（体育館・多目的室・テニスコート・グラウンド・弓道場）
塚原グラウンド（グラウンド）
植木中央公園運動施設（体育館・テニスコート・グラウンド・多目的室）
植木総合スポーツセンター（体育館・武道場）
植木弓道場（弓道場）
植木総合スポーツセンター公園（運動場・テニスコート）
吉松スポーツ公園（運動場）
田原スポーツ公園（運動場）
富合雁回館（体育館）
富合屋外運動場（グラウンド）
雁回公園（野球場・運動場）
城山公園（野球場・運動場・テニスコート・フットサルコート）